

最終提言案・水質部分 (4 整備計画のあり方 4 - 5 環境 (5) 水質)

(5) 水質 (検討中)

1) 基本的な考え方

- ・ これまでの「公害の時代」に対応した水質管理を、「環境の時代」に即した管理に転換する。人の健康を守るために基準値を設けそれを守るのみが目的化した水質管理のあり方から、人間の生活を快適にし、将来に向けて安心感を得られるような水質のあり方や、生態系の視点 (例えば魚類の生育に適した水環境) からみた新たな水質管理の検討を行う。
- ・ 湖、河川、ダムなど、それぞれに利用のされ方や人とのかかわり方など異なっており河川環境の保全、復元をめざした水質の目標は、流域毎、河川毎、水辺毎に検討するなど地域特性に応じた管理のあり方を検討する。目標については、例えば“ 触れられる水、戯れられる水 ” といった観点から水質のあり方を検討していくことが考えられる。
- ・ 水質面からみた川本来の姿を取り戻すために、遊水地、貯水池、あるいは内湖の再開発などにより、流域内の自浄機能を向上させる。また、河川の自浄能力以上に汚濁物質が流入しないように努力する。
- ・ 流域全体での対応を行うとともに、これまでとは発想を異にした抜本的な水質管理システムを河川サイドに加えて流域全体で確立する。
- ・ 生活排水対策、河川の状況のモニタリング、水質の調査や住民感覚からの水質の現状評価等、水質管理の多くの場面において積極的に住民参加を図り、行政、住民、企業が一体となって新しい水質管理を行っていく。

2) 具体的な内容

水質管理システムの構築及び監視体制の確立

当該水辺および水質の管理システム及び地元住民参加による管理・監視体制の確立を目指す。

常時水域管理システムの構築

- ・ 廃棄物の不法投棄、植物などの生育状況、動植物の季節変化などTV観察による水辺の変化と水質異常の把握を行う。
- ・ 地域水防団活動に加えて水辺関連住民による河川状況の注視データの集約を行う。また、住民、NPO等との連携による水質調査など行うことにより、川を、水質をより身近なものとして感じてもらい、住民の感覚にあった面的なデータの収集が可能となるような仕組みづくりを行う。
- ・ 河川レンジャー等、流域住民による違法行為やマナーの悪化などに対する監視・指導を行う。

- ・ 緊急事態（水質事故、人命事故等）対応組織の構築する。

連続水質管理システムの構築

- ・ 平常的連続水質管理モニターシステムを構築（主として環境基準項目）し、水質の変化傾向の把握と異常時の兆候の検出に活用する。
- ・ 異常水質監視・検出モニターの整備と水質に関する河川管理者、取水者等関係者間の常時連絡網を構築する。

流域全体の水質管理の仕組みづくり

流域全体の水循環を中心とする自然の姿を把握できるシステムづくりと時代変化への対応（水にまつわる社会的・人文的・産業活動データ収集、提示、連絡）をめざす。

統合的流域水質管理所・管理体系の構築

- ・ 河川の水量は汚濁物質を希釈するなど水質を規定する大きな要因であり、その管理は水質に大きな影響を与える。このため、統合的流域水質管理所を設置し、異常出水、平常流出水、異常湧水を含め、水量管理に伴う水質変化の可能性を監視・管理し、警告、警報など関連機関と連携して対応できる組織をつくる。
- ・ 水質測定関連団体を組織化し、水質測定結果等はデータの相互補完及び比較が可能なように工夫（機関、頻度、項目などを調整）し、無駄を省く。

流域内生体量、無機・有機的環境要素群の現存量とそれらの変化速度に関する総合調査事業

- ・ 流域内で生じている多くの事象の因果関係をより正確に、総合的に把握し、全流域対象に水質管理・制御をすすめる有効な手段を解明・提示するために、時代とともに変化する基礎データを定期的に収集する。

喪失した河川・湖沼での水質浄化機能の再構築・強化と水源地の保全

自然の持つ水質浄化機能の再構築、強化

- ・ 清浄で安全な水を育む水系を目指し、自然の浄化機能の再構築・強化を行う。適切な起伏と砂礫質を有する河床材料の確保、湖沼における内湖の再評価、河川の遊水地や各地の農業用貯水池の浄化施設としての機能再利用・再開発、等を長期的な視野をもって遂行する。
- ・ 湖岸・内湖・水辺移行帯等の植物群落帯の確保。

水源地の保全

- ・ 清浄な水の確保のため、水源地となる森林の保全や、湖沼・河川における取水口付近の水上バイク等の汚染の原因となる行為の規制を行う。
- ・ 河川上流・山間地域には産業廃棄物処理場が立地し水質汚濁や不法投棄が懸念されてい

る。河川パトロールや監視体制を強化するとともに、流域の共有財産としての河川を損なう行為をしない、させないための教育活動・住民活動を支援することで未然に防ぐ必要がある。

底質の保全

- ・ 河川の底質の状態に注目されることはこれまで少なかったが、底質の状態は水生生物の繁殖や生息に大きく関与している。水質の安全性確保と生態系の保全・回復には、水質のモニタリングに加えて底質のモニタリングを行う必要がある。

汚濁負荷の軽減対策の促進

- ・ 直接水系に排出する事業所群の把握と水質管理（農業用水や漁業間連用水、工業用水、都市排水（雨水など）の時代変化に伴う流達汚濁負荷量変化等の把握）を行う。それにより、必要となれば直轄河川及びそれにつながる全ての河川に排出される汚濁物質の「総負荷量規制」を行う。
- ・ 排水規制や下水道整備など既にすでに進められてきている点源汚濁負荷の軽減対策に加え、川を經由する汚濁負荷の削減のための面源対策が不可欠である。
- ・ 特に、晴天時に路面などに蓄積して降雨時に一気に洗い流される都市系面源負荷や、降雨時や代掻き田植え期の濁水とともに流出する土壌・農薬・肥料など、農業系面源負荷の排出量の削減と流出を、防止しなければならない。

化学物質による汚染防止

- ・ 不注意あるいは故意による有害化学物質の漏洩事故や、過去に投棄された廃棄物が化学変化により河川水、湖水、地下水を汚染するのを防止・対処するために、合理的な監視や対策技術の導入、さらには社会的な仕組みの構築が必要である。
- ・ 特に水上バイクなどからの排出による大気・水質汚染問題のように市民が監視・問題提起し、広く社会の関心を喚起しつつ合意を形成する新たなしくみの構築が重要である。

水質基準・水質から見た環境容量の見直し

従来の水質環境基準以外に、水系における水、窒素、リン・酸素動態モデルの確立、河川の自浄作用の定量化、生態学的プロセスの再評価、ダイオキシンや環境ホルモンの測定、等を実施し、新たな水質評価指標とする。

その他

- ・ 水辺を有効に合理的に利用するため、NGO や NPO、関連スポーツ団体などによる協議会を設置し、基本的基準化を図る。
水辺利用が容易となる河川施設構造や新しいコンセプトによる土地利用の転換・改築
・・・安らぎの場、レクリエーションの場、スポーツの場、水に親しむ場、魚釣りの場、

メダカの川

水辺利用組織の醸成・構築

- ・・・余暇を有効活用するための文化的・体育的組織、住民（NGO、NPO）、地方自治体などとの協力、安全な利用の確保、清掃システムの導入

----- （利用との調整項目）

・